

火災保険改定のご案内

火災保険の始期日が2025年10月1日以降となるご契約について、主に以下の改定を行いましたので、ご案内します。このご案内は改定概要を説明したものです。契約内容の詳細につきましては、約款・重要事項説明書等をご確認ください。

1. 保険料の改定

(1) 保険料の改定

近年の一定規模の被害を及ぼす自然災害が毎年発生している状況、住宅老朽化の進展や修理費の高騰などにより、保険金の支払いが増加している傾向を踏まえ、当社の保険料水準の見直しを行います。*

*補償内容・所在地・構造級別・築年数により、改定の傾向は異なります。

(2) 築年数別料率の改定

建物の築年数に応じたリスク実態を反映するため、現行は一律となっている築25年以上の料率を細分化します。*

*契約条件によっては、築年数が異なる場合であっても保険料が同額となる場合があります。

現行	改定後
築25年以上が一律の料率	築45年以上が一律の料率

2. 床上浸水時の損害保険金の先行払いの導入

自然災害が頻発している状況を鑑み、水災時の当座資金ニーズにお応えできるよう、損害額の確定に先行して損害保険金の一部をお支払いできるようにします。

先行払いの適用条件

保険の対象である建物が、水災によって床上浸水を被った場合

先行払いする金額

保険金額の5% (1敷地内ごとに100万円が限度) から免責金額 (自己負担額) を差し引いた額

3. 評価基準の改定

建築費や物価の上昇等を踏まえ、建物の評価基準を改定します。

なお、評価基準の見直しによって、火災保険の継続時に保険金額が変更となる場合があります。

4. 建物が築40年以上の契約の保険期間1年制限

自然災害のリスクは将来にわたり大きく変化していくと見込まれており、長期的なリスク評価が難しくなっているため、原則、始期時点で建物の築年数が40年以上のご契約は、保険期間が1年となります。(保険期間が2年～5年の長期契約は設定できません。)

5. 機能の喪失または低下を伴わない損害について

機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損による損害は、火災、台風等による場合も全て補償の対象外とします。